

岩手県告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、気仙広域連合からの気仙広域連合規約を変更した旨の届出を平成24年11月12日付けで受理した。

平成25年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也